

# BSE対策の概要

## ○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

### 【検査対象】

<平成31年3月31日まで>

一般的な死亡牛：48か月齢以上  
起立不能牛：48か月齢以上  
特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>

一般的な死亡牛：96か月齢以上  
起立不能牛：48か月齢以上  
特定症状牛：全月齢

## ○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

### 【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢超の牛  
(健康と畜牛の検査は廃止)

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

## 農林水産省所管

## 厚生労働省所管

